

合併公告

2024年2月13日

株主および債権者各位

大阪市住之江区南港北1丁目7番89号

日立造船株式会社

代表取締役 三野禎男

当社は、2024年4月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社とし、日立造船プラント技術サービス株式会社（住所：大阪市西区江戸堀2丁目6番33号）を吸収合併消滅会社とする吸収合併を行うことを決議いたしました。つきましては、当社は日立造船プラント技術サービス株式会社の権利義務全部を承継して存続し、日立造船プラント技術サービス株式会社は解散することになりますので、下記のとおり公告いたします。

なお、当社は会社法第796条第2項に基づき、株主総会の承認決議を経ずにこの合併を決定しております。また、当社は日立造船プラント技術サービス株式会社の全株式を所有しておりますので、この合併による当社の新株式の発行および資本金の額の増加はいたしません。

記

- この合併に反対の株主は、会社法第796条第3項に基づき、本公告掲載の翌日から2週間以内に書面によりその旨をお申し出下さい。
- この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から1箇月以内にお申し出下さい。
- 最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(当社)

金融商品取引法による有価証券報告書提出済

(日立造船プラント技術サービス株式会社)

掲載紙 官報

掲載の日付 2023年6月9日

掲載頁 150頁（号外第122号）

以上